



2. 外国人住民の 住民登録について

がいこくじん じゅうみん じゅうみん とうろく
 しみんか
 市民課 TEL:0942-30-9027

外国人も、日本人と同じように住民票を作^{つく}って、*住民登録をしなければなりません。
 住民登録を^{じゅうみんとうろく}すると、久留米市のサービスを^う受けることができます。そして住所^{じゅうしょ}（住むところ）
 を^{しょうめい}証明する住民票^{じゅうみんひょう}の写し^{うつ}（コピー）を^うもらうことができます。

*住民登録：あなたやあなたの家族^{かぞく}が、久留米市^{くるめし}に住^すんでいることを市役所^{しやくしょ}に知らせるこ^しと

■ 住民登録をする人

3か月より長く日本^{にほん}に住^すむ人は、住民登録をしなければなりません。でも観光^{かんこう}（日本へ^{にほん}
 遊び^{あそ}び）に^き来た人は住民登録を^ししません。

1. どん^{しやくしょ}なとき、市役所^{とどけ}に*届^だを出さなければなりませんか。

下の^{した}表^{ひょう}の①~④のときは、市役所^{しやくしょ}に届^{とどけ}を出さなければなりません。

届^{とどけ}は、あなたが出^だします。でも、あなたができないときは、代わり^かの^{ひと}人が出^だすこともでき
 ます。代わり^かの^{ひと}人が届^{とどけ}を出^だすときは、委任状^{いにんじょう}（あなたが代わり^かの人に^{ひと}お願い^{ねが}したことがわ
 かる紙^{かみ}）を持^もってきてください。

*届^{とどけ}：市役所^{しやくしょ}にあなたの^{じょうきょう}状況^{じょうきょう}がかわったことを紙^{かみ}に^か書いて^し知らせるこ^しと

【市役所^{しやくしょ}の市民課^{しみんか}で届^{とどけ}が^{ひつよう}必要な^{ひつよう}とき】

状況 ^{じょうきょう}	届 ^{とどけ} の名 ^な 前 ^{まえ}	いつまでに	持 ^も ってくるもの
①別の市 ^{べつ} や町 ^{まち} から 久留米市 ^{くるめし} に引 ^ひ 越 ^こ したとき	転 ^{てん} 入 ^{にゅう} 届 ^{とどけ}	久留米市 ^{くるめし} に ^{きた} 来 ^ひ た日 ^ひ から14日 ^{あいだ} の間	・転 ^{てん} 出 ^{しゅつ} 証 ^{しょう} 明 ^{めい} 書 ^{しよ} （前 ^{まえ} に ^す 住 ^す んでいた ところの市役所 ^{しやくしょ} から ^{もら} います） ・マイナンバーカード ・在 ^{ざい} 留 ^{りゅう} カードか、 ・特 ^{とく} 別 ^{べつ} 永 ^{えい} 住 ^{じゅう} 者 ^{しゃ} 証 ^{しょう} 明 ^{めい} 書 ^{しよ}
②久留米市 ^{くるめし} の中 ^{なか} で 引 ^ひ 越 ^こ したとき	転 ^{てん} 居 ^{きょ} 届 ^{とどけ}	引 ^ひ 越 ^こ した日 ^ひ から 14日 ^{あいだ} の間	・在 ^{ざい} 留 ^{りゅう} カードか、 ・特 ^{とく} 別 ^{べつ} 永 ^{えい} 住 ^{じゅう} 者 ^{しゃ} 証 ^{しょう} 明 ^{めい} 書 ^{しよ} ・マイナンバーカード
③久留米市 ^{くるめし} から他 ^{ほか} の 市 ^し や町 ^{まち} に引 ^ひ 越 ^こ すとき	転 ^{てん} 出 ^{しゅつ} 届 ^{とどけ}	引 ^ひ 越 ^こ す日 ^ひ の 14日 ^{まへ} 前 ^{まえ} から 14日 ^{あと} 後 ^{あと} まで	・在 ^{ざい} 留 ^{りゅう} カードか、 ・特 ^{とく} 別 ^{べつ} 永 ^{えい} 住 ^{じゅう} 者 ^{しゃ} 証 ^{しょう} 明 ^{めい} 書 ^{しよ} ・マイナンバーカード
④一 ^{いっ} 緒 ^{しょ} に ^す 住 ^す む ^か 家 ^か 族 ^{ぞく} や家 ^か 族 ^{ぞく} の世 ^せ 帯 ^{たい} 主 ^{ぬし} がかわったとき	世 ^せ 帯 ^{たい} 変 ^{へん} 更 ^{こう} 届 ^{とどけ}	かわったときから 14日 ^{あいだ} の間	・在 ^{ざい} 留 ^{りゅう} カードか、 ・特 ^{とく} 別 ^{べつ} 永 ^{えい} 住 ^{じゅう} 者 ^{しゃ} 証 ^{しょう} 明 ^{めい} 書 ^{しよ}

2. マイナンバー制度^{せいど}とマイナンバーカード^{せいど}について

日本^{にほん}で住民登録^{じゅうみんとうろく}を^している人^{ひと}は、その人^{ひと}だけの番^{ばん}号^{ごう}<マイナンバー>が^あります。
 外国人^{がいこくじん}も住民登録^{じゅうみんとうろく}を^しるとマイナンバーが^{でき}ます。番^{ばん}号^{ごう}は、12個^この数字^{すうじ}です。マ
 イナンバーは市役所^{しやくしょ}などでいろいろな手^て続^{つづ}きを^するときに^{つか}います。

社会保険*や税金の書類を出すときも使います。はじめて日本にきた人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。希望する人は、写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証書として利用できるほか、住民票などの証明書をコンビニで取得することもできます。

*社会保険：あなたが毎日の生活で困ったときに国などが助ける制度です。

【マイナンバーカードをもらう人と、使うことができる期間】

もらう人	使うことができる期間
<ul style="list-style-type: none"> 永住者 高度専門職第2号 特別永住者 	20歳以上の人は10年間 19歳以下の人は5年間
<ul style="list-style-type: none"> 中長期在留者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 など 	在留期間と 同じ期間

3. 住民票の写し(コピー)について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「久留米市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要などきに、市役所からもらうことができます。もらうときは、お金がいります。

4. 在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本に いる 目的と、 いることができる最後の日(期限)を証明(ほかの人にわかるように)するカードです。在留資格で日本で できることが 決まります。例えば、資格が、「留学」だと勉強ができます。「就労」は、働くことができます。在留カードは、必ず 持っていなければなりません。

① 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を 作る ときは、市役所で 手続きを します。わからないときは、市役所に 相談 してください。

② 在留カード

期限をすぎた 在留カードで、市役所などの 手続きは できません。新しい 在留カードを 作る ときは、福岡 出入国 在留 管理局 へ行って ください。

■ 福岡 出入国 在留 管理局

〒810-0073 福岡県 福岡市 中央区 舞鶴 3-5-25 TEL: 092-717-5420
 福岡第1 法務総合庁舎 TEL092-717-5420